

産業情報システムの再構築及び保守・運用業務に係る公募型プロポーザル説明書

1 業務の目的

広島市近郊の中小事業者への支援策案内、中小企業が有する優れた技術や工業技術センターが有する技術研究情報などを発信し、企業の経営体質の強化及び技術開発の促進、販路開拓などを支援するため、産業情報システムを運用している。

前回のシステム更新（平成30年度）から5年が経過し、スマートフォンの普及など閲覧環境が多様化し、システムを取り巻く環境は変化している。

現在のシステムは、①産業情報システムを閲覧する一般利用者にとって、分かりやすいサイトになっているとは言えない②スマートフォンでの閲覧を想定した作りになっていない③一部のウェブページの編集・更新に高度な専門知識を要し、保守業者に依頼しなければ編集・更新できない部分が多いなど、近年の優れたウェブサイトの管理運用システムと比較して、相対的に操作性・機能が優れているとは言えず、また④アクセス数等解析したデータを効果的な広報に活用できていないといった課題がある。

本業務はこれらの課題を解決するため、全面的な再構築を行うことで、利用者にとってより使いやすく、より見やすく、かつ職員の業務効率化が図れるウェブサイトとすることを主な目的とする。

については、経験を有する民間事業者による公募型プロポーザルを実施し、産業情報システムの再構築及び保守・運用業務に係る受託候補者を特定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

産業情報システムの再構築及び保守・運用業務

(2) 業務内容

別紙「産業情報システムの再構築及び保守・運用委託業務基本仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

ア 産業情報システムの再構築

契約締結の日から令和6年2月29日まで

ただし、仕様書別紙3「機能要件一覧」項番47の企業側でのメンテナンス機能については令和6年3月31日まで

イ 産業情報システムの保守・運用

令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

(4) 委託料の上限額

25,382,485円（消費税及び地方消費税を含む）

産業情報システムの再構築	14,805,028円
産業情報システムの保守・運用	9,202,457円
英語版ページ作成・更新	1,375,000円

(5) 履行場所

広島市西区草津新町一丁目21番35号

(6) 事業担当課

公益財団法人広島市産業振興センター 中小企業支援センター創業支援担当

〒733-0834 広島市西区草津新町一丁目21番35号（広島ミクシス・ビル2階）

TEL：082-278-8032 FAX：082-278-8570

E-mail：shinko@ipc.city.hiroshima.jp

3 公募型プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年規則第28号）第2条の規定に該当していない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-04 広報・宣伝」または「30-06 情報処理（コンピュータ関連）」に登録されている者であること。

(3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(4) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(5) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）

イ 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

4 公募型プロポーザル参加資格確認申請書等の提出期限並びに提出場所及び方法

(1) 提出書類

本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）及び必要な添付書類を提出し、参加資格の審査を受けること。

【添付書類】

ア 応募に係る誓約書（様式2）

イ 広島市税について滞納がないことを証する納税証明書（申請書提出日から3か月以内に発行されたもの）

※広島市内に事業所を有していない場合は、申立書（様式3）を提出すること。

ウ 消費税及び地方消費税について未納がないことを証する納税証明書（申請書提出日から3か月以内に発行されたもの）

- (2) 提出期限
令和5年8月18日（金）午後5時まで
- (3) 提出場所
前記2(6)の事業担当課
- (4) 提出方法
上記提出書類を作成し、持参（土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く午前8時30分から午後5時の間に提出すること。）又は郵送で提出すること。郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限（令和5年8月18日（金）午後5時）までに必着とし、到着が期限後となった場合は無効とする。
- (5) 参加資格者確認結果の通知
プロポーザル参加資格の有無については、令和5年8月18日（金）を基準として、速やかに書面にて通知する。

5 仕様書等の内容に関する質問の提出期限並びに提出場所及び方法

- (1) 提出期限
令和5年8月16日（水）午後5時まで
- (2) 提出場所
前記2(6)の事業担当課
- (3) 提出方法
質問書（様式4）を作成し、電子メール又はファックスで提出すること。
提出に当たっては、質問書が提出場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。
- (4) 質問に対する回答
質問者に直接回答するとともに、広島市産業振興センターホームページの本件公募にかかる資料等の配布ページに質問と回答を掲載する。

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限
令和5年8月25日（金）午後5時まで
- (2) 提出書類
ア 企画提案書（正本1部、副本10部）
 - (ア) 企画提案書の作成にあたっては、仕様書及び別紙「産業情報システムの再構築及び保守・運用業務受託候補者特定基準」（以下、「受託候補者特定基準」という。）の提案依頼事項を踏まえた提案とすること。
 - (イ) 様式は任意様式とし、言語は日本語とし、表紙には「産業情報システムの再構築及び保守・運用業務企画提案書」と記載するとともに、提案者名（企業名、代表者名）を記載し、提案者が押印すること。ただし、提案者名の記載と押印は正本のみとし、副本には、提案者が特定できるような内容を一切記載しないこと。
 - (ウ) 大きさは原則A4判縦とし、ページ番号を下部中央に印字すること。また、ペー

ジ番号は表紙、裏表紙及び目次を除き通し番号とし30ページ以内とする。なお、A4判については、白紙面も1ページと数える。

(エ) A3判を使用する場合は、A4判の大きさを3ツ折りにすること。なお、A3判1ページはA4判2ページと数えることとするが、白紙面についてはページ数に算入しない。

(オ) 企画提案書の内容は、専門用語を多用しない等、分かりやすさ、読みやすさに努めること。また、写真、イメージ図などを使い、具体的に記載すること。

提出された企画提案書の内容について、当財団が問い合わせを行う場合があることを了承すること。

イ 概算費用見積書（1部、企画提案書には含めない、任意様式）

契約期間における費用の見積書は内訳を記載の上、添付すること。

(3) 提出場所

前記2(6)の事業担当課

(4) 提出方法

企画提案書を作成し、持参（土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む。）を除く午前8時30分から午後5時の間に提出すること。）又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(5) 留意事項

ア 受領した提出物は返却しない。また、原則として、受領した書類等の差し替え及び再提出は認めない。

イ 企画提案書は1者1提案のみとし、2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。

7 審査・決定について

(1) 企画提案書の審査は、公正かつ客観的に行うため、産業情報システムの再構築及び保守・運用業務プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）が受託候補者特定基準に基づいて行う。

(2) 委員会の委員は、公益財団法人広島市産業振興センターの次の職にある者をもって構成する。

委員長 理事長

副委員長 常務理事

委員 事務局長

企画総務課長

中小企業支援センター所長

中小企業支援センター経営革新担当課長

中小企業支援センター創業支援担当課長

工業技術センター技術振興室長

(3) 受託候補者特定基準

受託候補者特定基準のとおり。

- (4) 企画提案書の提出後、委員会において、応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）及び質疑応答を1者当たり25分程度（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）行う。
- (5) プレゼンテーションの参加人数は、1者当たり3名までとし、説明は企画提案書のみを使用して行うこと。
ただし、企画提案書に示されている内容に限り、パソコンを活用したプレゼンテーションを行うことを認める。
- (6) 委員会の実施日時等の詳細については、提案者に別途通知する。

8 受託候補者の特定

- (1) 委員会において、各委員の採点の合計点（以下、「得点」という。）が最も高い提案者を受託候補者として特定する。なお、得点が同点であった場合は、委員会で協議のうえ、委員長が決定する。
ただし、得点が当財団の求める最低限の水準（総計の6割）に満たない場合は、選定の対象外とする。
- (2) 提案者が1者の場合は、その提案者が受託候補者として適しているか否かを委員会で審議する。

9 審査結果

- (1) 審査結果は、全ての提案者に書面により通知する。
- (2) 受託候補者として特定された者と当該業務の協議を行い内容について合議のうえ、見積書を徴し、随意契約により契約を締結する。
- (3) 契約の締結にあたっては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 保険会社との間に当財団を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
 - イ 過去2年間に国又は地方公共団体若しくは広島市関係団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
- (4) 仕様書は、本業務の最低要求水準を示したものであり、受託候補者の企画提案内容は、契約書にその内容を添付し、その履行を確保するものとする。
- (5) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、当該業務の協議を行い内容について合議のうえ、見積書を徴し、随意契約により契約を締結する。
- (6) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、当該業務の協議を行い内容について合議のうえ、見積書を徴し、随意契約により契約を締結する。また、決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

10 その他

- (1) 企画提案書等の作成、その他、本プロポーザルの参加に要する経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、受託候補者の特定の目的以外には、提案者に無断で使用しない。
- (3) 提案者は、審査委員会の委員の選任後から受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関し、直接、間接を問わず、自らを有利に又は他者を不利になるように委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、参加資格を失うことがある。
- (4) 提案者が企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加資格を失うことがある。
- (5) 民間の技術等の提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容の取扱いに関し、落札者決定に係る公表等にあたっては、他者に知られることのないようにするとともに、受託候補者特定の目的以外に使用しない。ただし、提案者の了承を得た場合には、この限りではない。

11 全体スケジュール

- 8月7日（月） 応募受付開始
- 8月16日（水） 質問書提出締め切り
- 8月18日（金） 参加資格確認申請書提出締め切り
- 8月25日（金） 企画提案書提出締め切り
- （別途定める日） プレゼンテーション及び審査委員会（受託候補者の特定）

12 委託契約書案及び委託契約約款案

別紙のとおり。